

旅券（パスポート）申請に必要な書類

(石川県 2020.6.1)

◇ 石川県で申請できる方は、日本国籍を有し、石川県内に住所または居所がある方です。 (居所での申請については<その他>を参照)	一般旅券発給申請書	戸籍謄本・戸籍抄本	パスポート用の写真	本人確認のための書類	前回発給を受けた旅券	紛失一般旅券等届出書	その他の書類
◇ 以下の①~⑨から当てはまる申請を選び、右欄の○印のついた書類をご持参ください。 事情によって追加で書類が必要になる場合もあります。							
◎ 戸籍謄(抄)本は発行後6か月以内で記載事項が最新のもの							
◎ パスポート用の写真は6か月以内に撮影したもの							
◆ どの申請でも旅券番号は新しくなります。							
① 初めて旅券を申請する	○	○	1枚	○			
② 前回取得した旅券の有効期間が切れた	○	○	1枚	○	△ ※1		
有効旅券の姓名、本籍地の都道府県などに変更がある							
③ 10年か5年の旅券を新たに申請する	○ <small>新規・切替</small>	○	1枚		○		
④ 有効期間満了日が同一の旅券を新たに申請する	○ <small>変更</small>	○	1枚		○		
有効旅券の姓名、本籍地の都道府県などに変更がない							
⑤ 残存有効期間が1年未満	○	※2	1枚		○		
⑥ 旅券の査証ページの余白が少ない (注)	○	※2	1枚		○		
⑦ 旅券が損傷した	○	○ ※3	1枚	○	○		○ ※4
⑧ 有効旅券を紛失または焼失した	○	○	2枚	○		○	○ ※5
⑨ 外国で旅券を紛失し、帰国のための渡航書で帰国した	○	○	1枚	○			○ ※6
<p>※1 有効期限切れ旅券はできるだけご持参ください。受付終了後、失効処理をして返却します。</p> <p>※2 戸籍謄(抄)本の提出は不要ですが、一般旅券発給申請書には本籍地を番地まで記入する必要があります。事前に正しい本籍地を確認しておいてください。 また、未成年者及び一時帰国の方は、「戸籍謄(抄)本」1通が必要になります。 親権者と子供の姓が異なる場合は、親権者の戸籍が必要になる場合があります。事前にお問合せください。</p> <p>※3 有効旅券の身分事項ページが読めないほどの損傷の場合、「戸籍謄(抄)本」1通が必要になります。</p> <p>※4 損傷の経緯を記載した「事情説明書」を記入していただきます。</p> <p>※5 紛失の場合は、「警察署に遺失届を提出したことを証明する書類」1通（なければ警察署での「受理番号」）、 焼失の場合は、消防署または市町村が発行した「罹災証明書」1通</p> <p>※6 「帰国のための渡航書」</p> <p>(注) 1回限り、査証ページを40頁増やすことができます。事前にお問合せください。</p>							

<その他>

- 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない方は、住民票の写し（発行後6か月以内）をご用意ください。
石川県内に住民登録をしている方はこのシステムで住所確認ができるため、住民票は不要です。

【一時帰国者】

- ・ このほか、戸籍の附票と、査証・再入国許可のある旅券・外国人登録証・永住証明書等いずれかが必要です。

【居所申請】

- ・ 住所地の住民票、石川県が活動の主たる拠点であることがわかる書類（学生証、社員証など）のほか、石川県に居所があることがわかる書類（6か月以内に居所に郵送された申請者宛の消印のある郵便物や公共料金の請求書・領収証（居所・部屋番号・氏名があるもの）、有効な賃貸契約書、居所証明書のいずれか）をお持ちください。

本人確認書類

(石川県 2020.6.1)

- パスポートの申請を受け付けるにあたり、本人確認のための書類を提示または提出していただいています。これは、申請者が人違いでないことを確認するためのものです。
- 必ず原本が必要です。(コピー不可)
- 代理申請の場合は、申請者の本人確認書類に加え、代理人の本人確認書類も必要です。

1点で良いもの

- ・ 有効な日本国旅券
- ・ 失効後6か月以内の日本国旅券(氏名及び写真で申請者が確認できるもの)
- ・ 運転免許証(国内で発行された国際運転免許証及び仮運転免許証を含む)
- ・ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)
- ・ 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・ 写真付き住民基本台帳カード
- ・ 写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がされているもの)
- ・ 船員手帳
- ・ 海技免状
- ・ 小型船舶操縦免許証
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 宅地建物取引士証
- ・ 電気工事士免状
- ・ 無線従事者免許証
- ・ 認定電気工事従事者認定証
- ・ 特種電気工事資格者認定証
- ・ 耐空検査員の証
- ・ 航空従事者技能証明書
- ・ 運航管理者技能検定合格証明書
- ・ 動力車操縦者運転免許証
- ・ 教習資格認定証(猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの)
- ・ 警備業法第二十三条第四項に規定する合格証明書
- ・ 官公庁(共済組合を含む)がその職員に対して発行した写真の貼られた身分証明書
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真の貼られた身分証明書

2点必要なもの

アから2点 または アから1点+イから1点

アの確認書類

- ・ 健康保険被保険者証
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 船員保険被保険者証
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 共済組合員証
- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 国民年金証書
- ・ 厚生年金保険年金証書
- ・ 船員保険年金証書
- ・ 共済年金証書
- ・ 恩給証書
- ・ 印鑑登録証明書と実印

イの確認書類

- ・ 学生証・生徒手帳(写真付きのもの)
- ・ 会社等の身分証明書(写真付きのもの)
- ・ 公の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)※
- ・ 身体障害者手帳(写真付き、偽造防止加工なし)
- ・ 療育手帳
- ・ 高齢受給者証(70~74歳の方)
- ・ 雇用保険被保険者証
- ・ 母子手帳(修学前の子)
- ・ 失効した日本国旅券(本人確認ができるもの)

※ 公の機関とは、国の機関、都道府県庁、区市町村役場や国、地方公共団体の行政監視又は行政監察の対象となっている機関などをいいます。

- ◇ 中学生以下の方で本人確認書類が用意できない場合は、法定代理人と同時または法定代理人が申請者である子に代わって代理申請をする場合、上記の書類の提示や提出が困難と認められるときは、法定代理人の本人確認書類で申請を受理しますが、申請者の本人確認書類1点も提示してください(交付時可)。

◆ 上記で該当がない場合は、事前にご相談ください。